

8. 警察行政について

次に交差点及び横断歩道での交通事故防止対策について伺います。

今年の5月大津市の交差点で散歩中の保育園児に車が突っ込み、16人が死傷しました。交通事故を国際的に比較した国際道路交通事故データベースによると、世界の対象30か国の人口1万人当たりの死者数において日本は歩行者が巻き込まれて亡くなる割合が、他の先進国と比べて極めて高く、ある識者は日本では歩行者より車を優先した道路づくりが原因だと指摘しています。

そこで、交差点付近にて歩行者が巻き込まれる事故を防止するための改善策について知事並びに警察本部長に伺います。

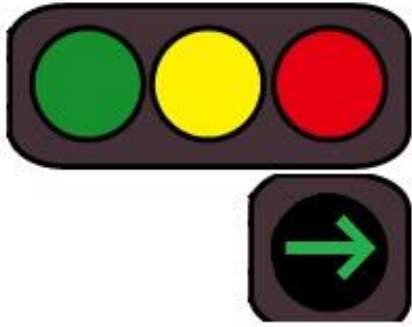
まず、警察本部長に伺います。県内における直近1年間の交差点及び交差点付近での人身事故並びに死亡事故の件数を全体の事故数と比較し、その認識をお聞かせください。

2点目は信号機のない横断歩道付近に歩行者がいる場合、車は一時停車義務が課せられています。しかし、日本自動車連盟いわゆるJAFの調査によると一時停止した車の割合は、全国平均でわずか8.6%と低く、歩行者の安全が脅かされているのが現状です。昨年10月には、警察庁より通達もありましたが、本県では横断歩道における歩行者の通行妨害などの取り締まりを強化されたと聞いております。そこで伺います。その結果について示して頂き、今後の取り締まりに対する考え方についてもお答えください。



また、海外では歩行者優先の国が多いと聞いています。東京五輪・パラリンピックが一年後に迫っており、訪日外国人客が横断歩道で事故に会うことが懸念されます。本県における横断歩道での取り締まり強化を強く要望します。併せてドライバーにも法令順守の再徹底を推進すべきと思いますが見解をお聞かせください。

3点目は、大津市の事故は交差点で右折車と対向する直進車が衝突したものでしたが、このような事故を防ぐには、信号交差点において右折車と直進車を



完全分離する信号が有効と思います。そこで伺います。本県において無事故対策として事故の多い交差点信号に右折可の矢印信号や完全分離信号機を増やしたりする考えはないのかお聞きします。

加えて知事に伺います。交差点付近にて車両用の防護柵や車止めの設置並びに縁石の高さの見直しそして道路標示の書き込みなど歩行者への安全対策について見解をお聞かせ下さい。

次に、横断歩道並びに停止線の見直しについて伺います。

交差点関連事故のうち、横断中と右左折時の事故の削減が交通事故全体の削減につながると思います。横断歩行者と右左折車両との関連事故に対し、横断歩道の設置角度を現在の車道に直角な横断歩道から鋭角な横断歩道への設置替えを提案しますが、いかがでしょうか。現在愛知県では、32か所に設置しています。右左折中のドライバーの視野角が削減され、横断中の歩行者、自転車に対して見落としが減り、視認性が向上するので、交通事故の減少が期待できます。警察本部長の所見を伺います。

【知事の答弁】

これまで、交差点の交通安全対策として、幹線道路については、国などの道路管理者や県警察と連携し、死傷事故が多発している箇所を「事故危険箇所」として抽出し、平成28年度から令和2年度にかけて、交差点の改良や路面表示などの対策を行ってきた。

また、大津市の事故を受け、国土交通省からの通知に基づき、過去5年間に子供が犠牲となった交通死亡事故及び重傷事故が発生した交差点について、県内141箇所、うち県管理道路20箇所を抽出し、点検を実施したところである。

今後、この点検結果をもとに、それぞれの交差点について、ガードレール、路面表示、適切な高さの縁石の設置などの対策を検討していく。

【警察本部長の答弁】

交差点及びその付近における人身事故は、昨年9月から本年8月までの1年

間においては、15,014 件発生し、全事故の 53.3%を占め、死亡事故は 47 件発生し、全死亡事故の 48.5%を占めている。

交差点及びその付近における人身事故の全事故に占める割合は、平成 15 年頃までは 6 割程度であったが、近年やや減少しているものの、なお半数程度を占めていることから、交差点の対策は重要であると認識している。特に事故多発交差点については、交通の整理、歩行者の保護誘導、違反取り締まりや道路交通環境の整備などに取り組んでいる。

県警察においては、車両の運転者が横断歩道における歩行者を保護すべき義務を果たさない違反である、横断歩行者等妨害については、死亡事故に直結する危険性が極めて高い悪質な違反であるとの認識の下、平成 30 年からは、飲酒運転と並ぶ最重点取り締まりに指定し、取り締まりを強化している。

その検挙件数については、信号機のある横断歩道に係るものも含めて、平成 30 年中は、前年比 5,216 件増加の 7,953 件、本年 8 月末現在は、前年同期比 3,362 件増加の 7,764 件である。

引き続き、違反取り締まりを強力に推進するとともに、運転免許更新の際の講習や交通安全県民運動における広報啓発活動などにおいて、運転者に対して、横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための取り組みを行い、歩行者優先の徹底に努めていく。

右折矢印信号機を設置して、右折車両と対向の直進・左折車両を分けてさばくことは、その衝突事故の防止に有効である。

本年 8 月末現在では、県内の 1,019 か所に右折矢印信号機を設置している。そのうち、82 か所については、右折矢印が表示されたときのみ右折可能に限定して、右折車両と対向直進・左折車両を完全に分離する方式で運用している。

個別の交差点について、交通量、右折車両と対向直進車両等の衝突事故の危険性、右折専用車線若しくは右折待ち車両が滞留できる車線幅員があるか、歩行者用信号灯器が設置可能であるかなどを総合的に勘案し、順次増設しているところである。

今後も、交通の安全と円滑の観点から必要と判断される場合には、右折矢印信号機の設置を積極的に検討していく。

現在、横断歩道については、車道と直角、したがって、右左折車両の進行方向に対して平行に設置することを原則としている。右左折車両の進行方向に対

して鋭角に設置することは、右左折車両の運転者が、横断歩道上の歩行者、自転車をより視野に入れやすくするなど、交差点における安全性を高める可能性があると考えます。

しかし、歩行者等の横断距離が長くなるとともに、車両の停止位置が後ろに下がるため交差点通過に要する時間も長くなることから、安全性、円滑性の点で、課題もあるものと考えます。

提案の対策に係る全国の警察や道路管理者の対応に関心を払いつつ、交差点における安全性を向上させるための道路交通環境や規制の在り方について、研究していく。